

令和5年 第3回 二海サーモンプロジェクト及び  
土地収用法の適用に関する調査特別委員会会議録  
令和5年10月27日 八雲町議会議員控室

○事 件

- (1) 上八雲種苗生産施設購入に関するこれまでの総括について
- (2) 土地収用法の申請に関する事業内容について
- (3) 意見交換
- (4) その他

○その他

○出席委員（9名）

委員長 赤 井 睦 美 君	副委員長 佐 藤 智 子 君
委員 横 田 喜世志 君	委員 大久保 建 一 君
委員 関 口 正 博 君	委員 官 本 雅 晴 君
委員 倉 地 清 子 君	委員 三 澤 公 雄 君
委員 斎 藤 實 君	

○欠席委員（4名）

委員 牧 野 仁 君	委員 安 藤 辰 行 君
委員 能登谷 正 人 君	委員 黒 島 竹 満 君

○出席委員外議員（1名）

議 長 千 葉 隆 君

○出席事務局職員

事務局長 三 澤 聡 君	事務局次長 成 田 真 介 君
庶務係長 菊 地 恵梨花 君	

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それでは皆さん、1、2分早いんですが、お疲れ様です。今日はありがとうございます。

早速、特別委員会、第3回を開催します。

◎ 事 件

○委員長（赤井睦美君） 皆さんのお手元にあるように、今日はこれまでの総括と、それから土地収用法の申請に関する事業内容について、フリートークで意見交換をしていただきたいと思います。

それで、このいつまでも凍結した状態をずっと続けるわけにはいかないので、今日の話し合いの中で、だいたいそのほかにどんなことが必要で、来月それについて話し合っ、だいたいその頃には目処立てたいなって、そんな進め方でいきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局のほうから、流れについてよろしく願いいたします。

○議会事務局長（三澤 聡君） はい。委員長。

○委員長（赤井睦美君） 事務局長。

○議会事務局長（三澤 聡君） 皆さんお疲れ様です。

本日の会議資料等の関係ですが、前回、第2回の委員会におきまして、それぞれ皆さんからいろいろご意見を出していただきました。その中でですね、前回の会議結果の要旨ということでお配りしておりますが、その中では今回、第3回の委員会で、資料として、これまでの上八雲種苗生産施設購入に関する、これまでの総務経済常任委員会あるいは全協で説明等してきておりますので、その資料と会議録を事前に皆様方にお配りしておりますので、改めてそれを見て読みながら、これまでの総括というところをしていただけたらなというふうに思っております。

それから、町側に資料要求ということでございましたが、今回のレジメの四角に囲っている枠の中にですね、資料要求ということで4点、この4点について提出要求しております。提出期限を11月6日までと設定して町側に要請しておりますので、6日までには提出されるだろうと思っております。

あと前回の委員会の中でも、譲渡所得の部分、国税と住民税の部分が話がございしますので、その参考資料ということでお配りしております。

これらの資料がございしますので、これから先ほど委員長からも話がありましたように、まず今後の進め方として、土地収用法の関係を先に協議するというので前回決めておりますので、この件について本日ご協議いただきたいと思います。

項目としては、(1)と(2)、土地収用法の申請に関する事業内容についてという項目を出しておりますが、これに沿ったかたちで協議いただきたいと思います。

それでは引き続き、譲渡所得の税率というか、その部分について簡単にですね、

事務局のほうからご説明したいというふうに思いますので、係長のほうから説明をお願いいたします。

○**議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君）** それでは譲渡所得について、私のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、譲渡所得の中でも、土地や建物については分離課税とあって、所得や給与とは別に課税するという方式を取らせていただいていますので、それぞれ別な税率がございまして。それで、所得の計算方法なんですけど、まず売却した価格から実際にその建物や土地、そういったものの取得にかかった経費を差し引いて、その毎に特別控除というものが、場合によって収用やマイホーム売却だとか、そういったもので特別控除というものがございまして、そういったものを差し引いて残った額に対して税率をかけて、所得税ないし住民税をかけるかたちになります。

所得税については、今回5年を経過するしないにかかわるんですが、5年以上取得している期間があるなら長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡となりまして、税率は、所得税については15パーセント、長期ですね、長期だと15パーセント、住民税だと5パーセント、住民税の割合としては、町民税が3パーセント、道民税が2パーセントの割合となります。また、5年以下の短期譲渡であれば、所得税の税率は30パーセント、住民税は9パーセントになります。それで、今回の場合は事例が5年以上ということで、長期譲渡所得のところを見ていただけたらと思います。

特別控除については、今回、収用に対するものでしたら5千万の特別控除がございまして。特別控除ですが、それぞれ例えば売却主が複数いた場合も、それぞれ個人であれば、それぞれに5千万円の特別控除があるという計算方法になりますので、例えば5千万の売却があつてそれぞれ半分、二人で5千万のものを名義化して、収入としては2,500万、2,500万だとしても、それぞれ特別控除自体は、それぞれで5千万、5千万の特別控除があるという計算になります。

税金に関しては、このようなかたちで計算させていただきますので、何かご質問等ございましてでしょうか。

○**委員長（赤井睦美君）** フリートークでどんどん聞いてください。よろしくお願ひいたします。

○**委員（斎藤 實君）** これは、取得した人たちのほうが払うっていう税金の部分ですか。

○**議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君）** 今回の払う分は、売った人ですね。売った人、元々の所有者が売却して、それで収入として得た金額に対してかかる税金のことです。

○**委員（斎藤 實君）** そしたら、特別控除5千万だったら、かからないっていう考え方。

○**議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君）** そうですね、今回については、売却価格が5千万ということですので、それで複数に委託しても必ず収用として対象となるのであれば、5千万の特別控除がございまして、一計してどんなに費用があつたとしても、税率としてはかからないっていうかたちになると思います。

- 委員（斎藤 實君） ただその一方で、町としては、税収は減るわけですよ。住民税、固定資産税。それは。
- 議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） 純粹にかかる住民税は、その分無くなります。
- 委員（斎藤 實君） ただ財政に行って確認したんですが、その減る分、結局、普通交付税で 75 パーセントくらいは、減る分に対して普通交付税で対応できる仕組みがあるよということ、そして 25 パーセントくらいは税収としては減になるって考え方を示されたんですが、ただ細部の計算でどういうものになっていくのかっていうけれども、町としては、そのなくなる部分は、わずかだけれども、損益になるということなんですよ。
- 議会事務局庶務係長（菊地恵梨花君） そうですね、25 パーセントの部分については、町の税収としては落ちるって考え方になります。
- 議会事務局長（三澤 聡君） 委員長、事務局からのお話はここまでにして、あとは皆さんでお願いします。
- 委員長（赤井睦美君） 他にありませんか。質問はないですか。
- 委員（三澤公雄君） 今の斎藤委員のお話で、興味を持ったのは、交付税対象になる金額というのは、町が逸失した分に対して 75 パーセント。
- 委員（斎藤 實君） うん。僅かながら損益には 25 パーセント。
- 委員長（赤井睦美君） 25 パーセントマイナスということは、金額としたらとても小さいということですか。所得税と住民税だから。
- 委員（斎藤 實君） その方の住民税だから、それは分からないから。
- 委員長（赤井睦美君） そうですよ。
- 委員（関口正博君） 説明では、町長は一切、町に負担は何もないってことは言っていたよね。
- 委員長（赤井睦美君） だから、きっと町長からすると 25 パーセントマイナスというのは、微々たるものでマイナスには感じてないのかもしれない。
- 委員（斎藤 實君） それくらいの金額になるんだべさね。
- 委員（三澤公雄君） それよりもその土地を、施設を得ることのほうが価値があるって考えなんだ。だけど、今回の場合は、収用法使わなくても手に入るって説明を受けたあとだから、じっくりこないんだよね。
- 委員長（赤井睦美君） しかも町が発見して、そうだ、これを使いましょうよって言ったんだったらいいんだけど、相手から言ったというのがちょっと。でもそれで出すということは、町だって言われたからそのままというのはもちろんなくて、それが果たして適切なのかって調査してから提出しますよね。まさか言われたからすぐにそのままとはならないので。出すということは、町としては適切という判断ということですよ。これはこの収用法でいきましょうって申請のあとの道と国税局の判断には、どれくらい時間がかかるんですかね。
- 議会事務局長（三澤 聡君） 北海道のホームページに土地収用法の制度のことが書かれているんですが、そのページによると、申請があつてからですね、申請前で

はなくて申請があってから事業の認定に要する期間として、標準処理期間として45日というふうに書かれています。

○委員（関口正博君） 今後のことなんですが、何かやり取りの資料を見て、以前、山崎のリサイクルセンター売却のときに収用を使おうとしたけれども、事業があとになるということで、収用を認められなかったってやり取りがあったんだけど、今後、この収用法を使える限り使っていくって言葉の中で、要は土地を買収しても、その土地を使う用途というものが、計画なりなんなりがずっと先のことであれば、収用を認められないって解釈でいいんですか。

○委員（斎藤 實君） 専門家じゃないと判断できない。

○委員（関口正博君） これから出てくるケースで、どのようなものが考えられるのか。

○委員（斎藤 實君） たださ、町長が、これから町民のためにプラスになるのであれば、どんどん使っていきたいって。ただ、町として、果たしてそのそういう考え方で収用法を使っていいのかどうなのかって、そこの議論をもう少ししたほうがいいような感じもするんだけどね。だって、土地収用法できたの相当古いと思うよ。だから、時代とともに考え方変わってきてる一面もあるんでしょうね。

○委員（関口正博君） 解釈はどんどん広がってるということでそれは。今回それも、認められるか認められないかって部分になってるみたいだけれども。ただちょっと、やっぱり今までの経緯と収用を照らし合わせたときに、まず議会としても、5千万というのを認めているという部分では、なかなか辛いところがあるというか。このサーモン事業の中においての、このバックアップ施設という部分で、一度は我々も認めてしまったので、そこでしっかりとした議論をしていたら、もうちょっと違った、今回あれがあったのかなって気がするんだけど。ちょっと後先が、そういうのも引っ掛かり部分があって、ちょっと取得が時期尚早だったのかなって。

○委員（倉地清子君） その5千万の買う買わないの話は、決まってるからいいんだけど、根拠の土地収用法使うって、いろいろ変わってきてるんだろうけれども、どうしてもその土地が必要だっていうことを根拠づけるものをもって使おうとしてるわけではないのかなってというのが、この相手方から、その土地収用法というのがあるって言われて、ハッて気付いてるって当たりの動きは、決していいものではないと思ってるんですけど、そこなんですよね。これを今後やっていかれたら、よろしくないかなって。町民のためになるならプラスなことをやるってしても、じゃあ今後、そんなことが起きたときに、町長がいいよって言ったらいいよってなるのか。

○委員（佐藤智子君） そのバックアップ施設というのは、3万尾って言っていましたっけ。

○委員（大久保健一君） 3万だわ。

○委員（佐藤智子君） それで、これから増やそうと思っているのは50万尾とかでしょ。今現在のところでやっているバックアップとしては、ある意味足りるのかもしれないけれども、今後、その施設を拠点に使うとしたら、明らかに施設を拡充

しなければならぬわけでしょう。それは町の持ち出しでやるという考えなんですよ。

○議長（千葉 隆君） だから要するに、今、今回何で特別委員会を設けたかっていう根幹のところなんだけれども、税金の関係も話題にはなってるけれども、そこは枝葉の部分で、根幹の部分は何かと言ったら、要は土地収用法適用すると言い出してから、行政が言いだしてきてからは、当面の間は町が所有するということなんだよね。そして、その土地収用法を、事務入るから5万円くらいの事務手数料で補正予算出てきたと。それでそのときに、収用法を申請するときには、当該用地、当該用地の事業計画を出さなければならない。手続きするとき。しかし、未だに上八雲の中間育成施設の事業計画は、議会には出てないのさ。だから、手続きとしては、何故止めたかという部分については、単に事業計画や、これからもこれまで言ってきたことと変更があったのに、変わった部分も含めて不安があるというのは、皆、あるわけだから、だからまずは上八雲の中間施設の事業計画を出してもらわないと、出すことがまず解除の大きな理由になる。解除をする部分の大きな要件になると思うんだよね。だから、チェックもしないで事業計画を上八雲の中間施設がどのようなバックアップ施設になるのかということ、チェックをしないで事業申請をオクサーする状況だったということ。だから今、ストップをかけて、まず、事業申請するときは上八雲のバックアップ施設の事業計画を道に出すんだから、町は。だから、その事業計画が、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであるかとか、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力があるかということなどを、審査するのが事業認定の項目だから。だから、議会には事前にバックアップ施設の事業計画というのは、出さないと先に進まないんじゃないかというか、解除する要件、状態にはならないと思うんだよね。

○委員（佐藤智子君） 申請するのに15万8千円で申請できるらしいけれども、道としては期限とかってないの。

○議長（千葉 隆君） 申請してから受理するから。

○委員（佐藤智子君） 年度内にしないとないとかってものではない。

○議長（千葉 隆君） だってもう申請するっていうふうに予算まで計上してるんだから、事業計画あるはずなんだわ。その事業計画を出してきてないのさ。実際は。だから、委員会の資料請求したけれども、資料の中には、そのバックアップ施設が、例えばどういうバックアップ施設なのか、自分たちが海洋養殖をする限定のバックアップ施設なのか、販売を含めた全体でのバックアップ施設なのか、それから何かあったときにそれまでは休眠していても、何かあったときにはじめて動くバックアップ施設なのか。だからバックアップ施設でも、いろいろあると思うんだよね。それで今別で、我々調査に行ったときに、今別のほうは、日本サーモンさんは2か所の養殖場を持っているわけですし、深浦のほうは2か所あって32基、あわせて120平米の32基の水槽を持つてるわけさ。そのバックアップ施設として、今別の中間養殖施設を建てたんですよ。そして、今別の部分では、ホームページでも公表されてるけど、今我々が研修してきた施設の6倍の物を今後計画してる。

それともう一点は、あっちの深浦のほうは、熊石と同じように川から水をとって

る。今別は汲み上げ、それで汲み上げたときに何をやってるかといったら、汲み上げて、要するに浄化させるろ過装置を我々も見てきたけれども、ろ過装置も必要なのさ。ろ過しないと、どこに排水するかって問題がでてくるから。それでろ過装置と同時に何が必要だったかといったら、酸素が必要。エア・ウォーターの酸素が必要で、タンクの施設もある。それでその状態を、結局、今の写真でしか見れてないあの小さい水槽だとか、たくさんあるけれども、そういう状態で本当に3万匹だけでもやれるのかって、設備投資がね。それでそういう中で、結局、当面の間、町で所有するということになるわけだから、そこに申請するときの起業者が八雲町だけなのか、プラス何々入っているのかも分からないのさ、我々はまだ。だからそういったことも含めて、提出する事業計画がまずは解禁するための絶対条件ではないけれども、一番重要なことかなって思うんですね。それがないとチェック果たせないから。

それともう一点は、縷々話したように、今後、収支バランスも含めて、当面の間、町の持ち物だから、委託するのか委託しないのかという状況も含めて、収支のことも全く知らされてない。だからその辺を、二段階に分けて調査するのか、とりあえずは申請する書類の中での計画の開示を求めるのか、今早急に。でも、早急に全体の上八雲の施設の事業計画はどういう規模のもの、当面の間、運用すると言ってるわけだから、その間の事業計画はしっかりと出してもらわないと。要は、今、事業認定のゴーを出したら、要するに事業計画自体も認めたこととなりますよっていうことになるから、今、ストップというか、ちょっと遅きに然りかもしれないけれども、事業計画をしっかりと見て進めるべきではないかと。駄目だということではなくて、どれくらい負担がかかるのかって。出すんだもん、事業計画は、少なくとも。ただその事業計画が、収支や規模を含めて出すのかどうか分からないから、事業認定バージョンの計画なのかもしれないし。ただ、絶対ってわけではないけれども、当面の間の事業計画は、みんな心配してるから、それはそれで後で出してもらうのか、それが根幹の部分だと思うんだよね。あと税金の部分は、悪いけど、悪いというか、今後の部分については、町長が積極的に土地収用法を活用しますって言うけれども、実態としては、ケースバイケースによって、収用されるほうの、売る側が税金払いたい人もいるかもしれないんだから。だって寄付する人もいるんだよ、土地。だから、寄付する人もいれば、一定程度5万でも6万でも入ったらそのうちの1万円くらいは税金払ってもいいという人がいて当然で、だからそれは、土地収用法を適用するかしないかについては、そのケースごとに収用される側との協議をした中で、適時、判断するってことしかないんだよね。

○委員（佐藤智子君） 今、お話聞いたら、そしたらサーモン推進室に事業計画がもうできてるのか確認して、出来てるなら見せなさい出しなさいになるし、これからだったら、道に出そうとしてるもの、どうせ作らないとないんだから、出す前にこっちに見せなさいというのを言うていくわけでしょ、委員会として。まだ言っていないですよ。

○議長（千葉 隆君） そこが一番、今、止めてるというわけではないけれども、特別委員会で事業計画も分からないのに、事業認定の手続きをすることを、議会がオ

ッケーにはならないでしょって。とりあえず事業認定するための事業計画と、八雲町がやる気を出すとか、財政的に、要件ってあるんだよね。起業者が事業を遂行する十分な意思と能力を要するものであるということを作文してるはずだから。その辺を出させれば、八雲町が当分の間、そこの部分の施設も含めてやるって書いてるかもわからないから。書かないと事業認定にならないから。その辺の書類と事業計画は、もう出来てるからこそ申請すると言って、15万の。無いものを出さないとと思うんだよね。だって、この間、去年の半年以上前だから、収用法の話してるのは、手続きしたいって。

○委員(斎藤 實君) たださ、前回の特別委員会の(2)の今後の進め方についてというところで、現在、凍結している状況であり、なるべく早く結論を出す必要があるため、まずは土地収用法に絞って調査すると。中間報告を作成してから次の調査項目に進むことということで、僕はもう単純に、土地収用法の問題をどうしていくのかなと。それを結論出してから、次のステップに行くのかなと思って、実は考えていたんだけども。

○委員長(赤井睦美君) 土地収用法を提出するときに必要な事業計画と申請書類を、私たちが見ないうちに、申請しちゃっていいですと言っちゃったら、私たちは無責任になるので、そこは見せていただきましょう。

○委員(斎藤 實君) だから、そこのところが単純にやったら、何だよこれって思うんだよね。

○議長(千葉 隆君) 土地収用法をめぐる中で一番重要なのは、税法の問題よりも、議会に土地を収用して事業を展開すると。その事業計画が出されてないことが一番、今、チェックしなければならない議会の役割で、それを見せてもらわないうちに、申請しますよと言って出てきたのが臨時会だということを、みんな意志というか、確認をとっておかないと、斎藤議員さんみたいな方もいるだろうし、いろいろまちまちだと思う。ただ、事業計画自体は、まずいよやっぱり。申請するときに事業計画出すわけだから。それが一番、これから当面の間、町が所有すると。それは前から言ってきたから、そこについて自分たちが所有するもの、なぜ所有するかといったら、事業をやる。そしたら事業の計画を明らかにして、申請してもらいますって部分は、やっぱり最低限の議会としてのチェック機能を果たすために、今、凍結してる。

○委員(佐藤智子君) その事業計画の中に、サーモンファームのことが一切載ってなくて、八雲町でとにかくやるって中身だったらどうするんですか。それはそれで認めるんですか。

○議長(千葉 隆君) 認める認めないじゃなくて、まずは、見ないと。だって、そういうふうになってたら、それでまた進むしかないでしょ。だから日本ファーム、だからこそ前回、日本ファームさんとの協議はどういうふうになってるんですかって。あまりにも日本ファームさんのバックアップ施設と、今の施設は、相当設備的にも違うから、今の施設そのまま活用するのは、3年や4年はいいかもしれないけれども、長期的に考えたときには考えられないというか。

○委員（佐藤智子君） バックアップって言葉一つだけで、ああ必要なんだって思っちゃったというのが本音なんだけれども。今の時点で、サーモン推進室のほうにその確認をするのはまずいものなの。そしたら今日、聞いちゃったほうがいいんじゃないの。

○委員（斎藤 實君） 結局そこまであれするっていったら、それを聞かなかつたら出してもらわなかつたら進まない。

○議長（千葉 隆君） 町で全面的にやるというふうにして、申請するなら申請していいの。それすらわからないということさ、我々は。

○委員（佐藤智子君） どういうかたちで出そうとしてるのか。

○議長（千葉 隆君） だから、それはそれで今後、やっぱり日本サーモンさんと、もうちょっと協議を強くしなければいけないという意識を持たないとないのか、もう出来てるのか。

○委員長（赤井睦美君） 事務局で出していただいた資料請求の11月6日までの中には、その上八雲の種苗生産施設購入に関する内部協議に関する全ての資料を提出してくださいって書いてるので、そこにはもちろん事業計画は入ってくると思うんですけども、新たに事業計画って書かなきゃ、こないもんですかね。

○議長（千葉 隆君） それに入っているって認識であれば、再度確認したらいいんじゃないの。申請する際の資料請求も入りますって。どういう事業を申請するかって。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） でも予算のあげ方からすると、そこはできていなければいけないですよ。

○委員（三澤公雄君） そうだね、だからこの締切りには間に合うと。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） ある程度出来てないのに、申請しますって普通上げないしょ。8割方9割方できてないと。

○委員（佐藤智子君） 何の事業計画って思うか、申請書に付ける事業計画って。

○委員（関口正博君） ただ全体のことになってしまうと。

○議長（千葉 隆君） 全体じゃないよ。

○委員（関口正博君） あくまでもサーモン養殖試験事業のバックアップ施設って枠付けのだけに、当然、何万尾売る予定で、このようなことが想定される場合に、何万尾の幼魚が必要になるよって、当然、全体の計画の中のバックアップ施設という位置付けなら、そこら辺は明確にされなければならないんだらうけれども、ただ今の段階で、当初はこの会議録にも出てくるけれども、3千万匹の成魚の出荷を目指すだったっけ。

（何か言う声あり）

○委員（関口正博君） そもそも、熊石のみのサーモン養殖事業だけなら、バックアップ施設というものは必要なくて、全滅したときのバックアップ施設でしかないんだけれども、町の想定というのは、あくまでも近隣町村に種苗を買っていただくという上でのサーモン種苗生産。

- 委員（佐藤智子君） 幼魚のことですよ。
- 委員（関口正博君） だから、結構、話は大きくなってしまいうんだよね。全体の計画の細かいところの連携の部分も、まだ全然まなっていない中で、全体の総数は、あくまで概算でしか出てくるわけじゃない。
- 議長（千葉 隆君） その計画を出せって言ってるんじゃないで、今、事業認定を受けるから、おそらく全体の計画の中でこうですっていうところまでは、事業計画は出さないと。あくまでも上八雲の中間育成施設が、公共的な部分として必要な物であるということを立証するための事業計画を、申請時に出すと思うんだよね。だから今後、将来にわたって何万匹やりますよとか、こういう水槽作りますよとか、そういうところまでの事業計画を、事業認定の事業計画では出さないと。だから、普通の我々が町のほうに出資のことも含めた事業計画を出せっていう事業計画とはちょっと違うとは思いますが。むしろ逆に、そういうのも含めて事業計画で道のほう出すなら、余計見てもいいんじゃないかと思うけど。あまりこっちから、ここまでの事業計画でしよって決めつけて要求しないほうがいい。
- 委員（関口正博君） あくまでも、その事業計画があるとしたら、その取用をとるがための事業計画でしかないってことね。
- 議長（千葉 隆君） そうそう、それすらとってないんだから、我々。それが結局、八雲町がそこにどれだけ運営するための能力ありますとかいうのも、それから関わりますというのも、関わらないと公共性が認められないから、そういうのも書いて申請出すから。だから、事業計画と添付する今ある申請書類は、できる限り出して見たいというような感じでいいと思うんだよね。
- 委員（関口正博君） ちょっと教えてください。議長の言うこともごもつともで、これから取用を使うということは、町営で持たなければならないという部分で大きなところで、当然、施設改修にかかわる部分のサイクルコストというのは、これからどんどんかかっていくんじゃないかっていう危惧は、もちろん僕もそうなんだけれども。それで今度、生産法人が立ち上がる。これまたちょっと話し、こっちにいつちやうなだけで、サーモン種苗生産施設に対して、サーモンファームと町で第三セクターで作って、そこで運営しますよ。それでそれこそ答弁の中には、町営で持つとしても。生産法人がそれらの改修工事なんかを担っていくという答弁があったんだけれども、そういうことというのは、現実的にそうなの。
- 委員（大久保建一君） おかしいべや、どう考えてもおかしいべや。
- 委員（関口正博君） 例えば、町のものなんだけれども、その第三セクターである生産種苗法人が、生産法人が建設、バックアップ施設の、そういう維持管理というのか、そういうものを全てそこで採算のなかでやるという。
- 議長（千葉 隆君） だから、その事業申請を出すときに、どういうことを認定の基準にするかというのが、起業者ね、要は町が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有するものかを認定するときに審査するわけ。だから十分な意思を示してる。八雲町が全面的にやりますよみたいな、そういう意思を示しているのか、これから生産法人と協力して事業やりますっていう部分も検討項目に入れてるかもしれな

いし。だからそれを、まずは見ないと憶測で、あぁだよ、こうだよっていうよりも、もう事業認定するんだから、認定の申請書類だけは事前に議会に示して、そして事業申請してくださいっていう手続きをとらないと、何にも分からない中でやるのは、ちょっとまずいでしょということだ。特別委員会作ったんだよってということだと思う、一番は。

- 委員（関口正博君） もう一点教えてください。例えば今回、収用法を使って土地を取得しました。なりました。ただ。
- 議長（千葉 隆君） 土地と建物ね。だから、建物も事業として使うということを目指するわけだから。
- 委員（関口正博君） それで、今回いろいろな問題がクリアになって、土地収用法で八雲町が取得しましたとなっていて、その後、上八雲の施設自体が、なんか調査の結果、そんなにそこまでそぐわないものだよとなった場合に、これってどうなるの。我々も認めたんだけど、5千万円で買うっていうことも認めたんだけど、でも実はここがそんなに使い物にならなくて、どんどんお金がかかる施設だよと分かってしまったときに、そのときの対応は、これ土地収用使うことによって、すごく制約されるものなのかもちょっとよく分からないんだけど、そこはどうなんですかね。
- 議長（千葉 隆君） だから、今、箱モノの中に入っているあれを、ふ化事業にして使うのか。外にあるやつは、中間育成に使うというふうになるんだけど、おそらく日本サーモンさん入ってきたら、熊石の鮭の中間施設でも酸素入れてるわけだから、少なくとも酸素と浄化させる、浄化というかろ過施設は必要なんじゃないかなと思うけど。それを日本サーモンさんが、今までは持ちますよと言っていたんだよね。日本サーモンさんというか、新たな法人が。だからそれを、でもこっちを事業認定するには、町が公共性を認めて十分な意思を示さないとないから、町がどこまで意思を示しているかは、こっちで確認して見ていかないとないと思うんだわ。
- 委員（関口正博君） おそらく、青森のサーモンファームさんが、本当に積極的に八雲の地で事業を行いたいということなら、議長が言うように、ろ過施設、閉鎖循環と言うんだけど、その施設を求めると思います。ただ、今、町では、そこまでの環境負荷に対する認識というのは、そこまで高くないから、俺、本当にそこに関しては、ちゃんと日本サーモンファームさんと、協議が進んでいるのかなってというのが、はなはだ疑問で、もし日本サーモンファームが、本当にやるというのであれば、そこは絶対に認めるように求めてくることだと思うんだ。ろ過循環は、閉鎖循環は。ただ現状、町ではそこまでの計画がない。水量もあるということもあるんだけど、ただ上八雲の施設に関しては、湧水というけれども、湧水がそんな潤沢な湧水だから湧いてくる、自噴してる水なんだろうけど。そこは疑わしいところはありますよね。本当に養殖できるだけの水量が確保できるのかどうか。もしかしたら閉鎖循環しなければならぬ水量でしかない可能性もあるし、そこはちょっと、我々も調査不足のところはあるよね。温泉にしてもそうだけれども。

○議長（千葉 隆君） だからそれは、立ち入ることもできなかつたし、写真でしか示されなかつたわけだ。でも最低限、申請するときの事業計画や町のやる気度、関わり度も申請するんだから、それくらいはやっぱり見て、まずは出してくださいってやらないと、申請してくださいってやらないと、以後の問題に関わる。以後のというか、当面の間の事業の計画に関わってくると思うんだよね。

○委員（斎藤 實君） 今いろいろ聞いて、僕もそうだな、反省すべきこと大だなんて思うのは、土地収用法で4日の日の、ぼんって出てきたからびっくりしてしまって、そっちのほうにだけ頭がいてしまって、その時に説明してあるのが、事業計画、それは町が事業主体として申請するんですよって。そうであれば、今、議長が言うように、計画表となるものをきちんと、やはり僕は、この前、課長が言ったからできてると思うよ、そこまである程度。そうしないと、彼らだって前に進めないと思うので、僕はできてると思うから、逆にやはり調査対象としてこれにあるわけですから、そこを聞いて、呼んで聞いて、資料があるなら資料をきちんと事業計画出す計画を示してくださいと。そうしないと前に進めないと思うんですね。それでいろんな問題はあるさ。当面は、町でやることになると思うけれども、そのあとの問題は、今後どうなるのか。それはまた次の場面で考えてみたら。要は、道に出す書類だけは、きちんと見せてもらって、そうでないと判断できないんじゃないかな。そして関連があれば、色んなものも今、関口さんが言うようなことが、本当言えば、本来は重要なわけだから。町でやれって言っても、町長が答弁しているものもあるんですね。町としてはそういう能力はありませんって、町長言ってるわけだから。もちろんそうなんだ、今、関口さん指摘するように。だから、そのあとがどういうふうに変わっていくかが、一番大事なところじゃないかなと思います。だから、計画書を僕は、予算まであれしてるからできてると思うけどね。

○委員（佐藤智子君） 11月6日を待つということ。

○委員長（赤井睦美君） 6日提出期限だから、それまでにくださいってこと。

○議長（千葉 隆君） だから特別委員会のほうから、悪いんだけどもって、事業認定に係る事業計画、そのほかの申請書類、先に出してもらえますかって申し入れて、事業のときに。早く出てきたら皆に配布して、それで良いとかって、そして返してやるような手続きをとって。あと今後の、積極的に収用法の特別控除を使うか使わないかについては、町長に口頭でケースバイケースで、ああだよと、何でもかんでも全部やりますみたいな、ああいう乱暴なやつは、それはあれだって感じで、中間報告で入れるような感じでいいと思うんだよね。やっぱりその申請のやつだけ見せてもらって。

○委員長（赤井睦美君） それは早急に。一つだけ土地収用法で係長にお聞きしたいんですが、土地収用法ってあくまでも、買った人の税金控除の問題ですよ、それで買ったから使い方に制約があるとか、そういうことはないですよ。税金のことだけが問題であって、土地収用法で買ったから広めたらだめだとか、縮めたら駄目はないですよ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だから事業認定を受けたら、その事業認定の範囲の中でしか事業がやれないというのと、その変更は許されないと思う。

○委員長（赤井陸美君） では、あくまでも申請するときの事業計画書を、早急に出してもらって、それを見て判断するということで。

他にありませんか。

○委員（大久保健一君） これ事務局から出してもらったフローチャートも、土地収用法関係参考資料の中のフローチャート。これたまたま熊本県のが出てるんですけども、熊本県のやつが出てるんだけど、これ北海道のホームページ見てもどこのホームページ見てもそうなんだけれども、一番最初にありきなのが、例えば道路だとか河川だとかそういうもの以外の事業で収用法やるって前提としては、任意での取得が困難な場合だからね。一番最初、わざわざ事務局がピンクに塗ってくれてるけれども、これが大前提で始まるからね。だから、最初から任意の売買契約ができてるにもかかわらず、収用法になるのがそもそもおかしいのと、私が北海道に問い合わせ、北海道は何を基準に審査するんですかと言ったら、さっき議長が言ったように、一番、土地収用法第3条に掲げられている事業であること、道路だとか河川だとか、もしくは国または地方公共団体が設置する庁舎、今回の場合は工場、研究所、試験所、その他直接その事務または事業のように供する施設に該当するかどうか、これが一番。次、事業を遂行する意思と能力があること。三番、適正かつ合理的な土地利用であること。四番、公益上の必要性があること。これしか北海道は審査しないということなの。だから、節税のためにこれを使っていいんですか、どうかというのは、判断しないのさ北海道は。それは、このフローチャートで見たらわかるけれども、町が、起業者側が判断することなのさ。だから、前にも三澤君が、倫理上、これが正しいのか正しくないのか、相応しいのか相応しくないのか、倫理関連問われますって話があったんだけど、まさしく町なんだわ、それは。道の収用委員会では、それは範囲の自分たちで、道の収用委員会で考える範囲ではなくて、あくまでも起業者が考えて、それをクリアされてるものとして判断するということだから。だから、我々はこれを認めたら、これが収用に相応しい事業だって議会も認めたことになるんじゃないかって思うのさ。

○委員（斎藤 實君） そのとおりだね。

○議長（千葉 隆君） 表面上はそうなんだけれども、論理上はそうなんだけれども、事業認定の副次的な効果が特別控除なのさ。それで要は、特別控除を目的として事業認定の申請があっても、起業者に収用権を付与する事業認定の本質には何ら変わらないというのが見解なのさ。本質的な法体系で言えば、大久保議員さんが言うのは正しいというか、正常な読み方なんだけれども、うがった見方をすると、要は税金安くするから事業認定したというときに、事業認定の事務手続きには何ら変わりませんっていうのがあるんです。裏返したら、今そうなのさ。だから、そのモラル的な部分から言えば、どうかという部分は疑念はあるんだけど、特別控除を目的として申請したからといって、事業認定のするかしないかには影響しないということ。だって事業認定の権限しか事業認定審査会は権限与えられてないから、税

金を安くするのを目的か目的じゃないかの審査委員会でないということを行っている。

○委員（大久保建一君） 逆に言えば、町というか起業者が、そんなことするわけないべっていう前提だから。節税のためにこれ上げてくるわけないべって前提で作ってるから。

○議長（千葉 隆君） 違う。要は、事業認定の審査するところだから、特別控除をするしないは所管が違いますよということ。だから事業認定貰ったら手続きとして、次は起業者が、町が税務署に対して今度手続きしなければならぬ、逆に。特別控除の。そして、それを特別控除をする町が、買いますよっていうのを収用する側に出して、手続きして、その証明書をまた税務署に出さないとならぬとか、それは確定申告の前の時点なんだけど。それもなかなかちょっと、そこのところ難しい。

○委員（関口正博君） 事業認定まではそういう段階でいいけど、その後の収用の事業認定されて、その後国税にそれが移管されたときは、そこは考慮されるってこと。

○議長（千葉 隆君） だから、この間言っているのは、事業認定したら控除の手続きが入るって言ったんです。

○委員（関口正博君） 事業認定さえされたら、ほかはいけちゃうの

○議長（千葉 隆君） いける。それは。

○委員（大久保建一君） 公共事業って認められたんだから。

○委員（関口正博君） そしたら、ここはもうあれなんだ。

○委員（大久保建一君） だけど、片や公共事業だからって認めてき、運営するのは私たちができません、新しく作った会社がやります。その施設を増設にしろ設備にするにしろ、新しく作った会社が設備しますって。辻褃合わないべき、だって。

○議長（千葉 隆君） だから、元々事業申請するとき、やる意思と能力をどれくらいアピールするかは見せてもらわないと駄目だよと言ってるわけさ。だから、常に変わるから言ってること。だから、きちんと文書でもらわないと駄目だよって、まずは。それからじゃないと見えてこない。だから、なかなか収用法のあっちから攻めても難しいと思う。

○委員（大久保建一君） でも議事録を改めてもらってよく読んだけどさ、能登谷さんがあのおとき本当に5千万出して必要なのかって、根本の部分に戻っちゃったんだけど、これを読めば読むほど要らないんじゃないかなってなってくる。だって町長の答弁なんて、これ使わないのが一番なんだけどって言ってるんだよ。使うことにならなければ一番いいんだけど、バックアップためだけに必要だって言ってるんだよ。

○委員（関口正博君） 要は本体の事業さえ固まってないのに、バックアップの取得を我々は認めてしまった。そこら辺の内容を。

○委員（斎藤 實君） 撤回するべ。

○委員（関口正博君） そこの責任って大きいかなって気はします。ある程度、色んな覚悟を持って。

○委員（三澤公雄君） 認めたときはさ、奥尻だとかも含めて、まだまだ販路が広がるし、その責任があるからというところが崩れてなかったから、だから僕らも。

- 委員（関口正博君） にしてもさ、よくよく考えたらバックアップ施設の使うか使わないか分からないのを、何より事業の先に買っちゃうっていうのがおかしいと思わさる。その後、いろんな計画が出てきたわけでしょ、ガイドラインにしても。
- 議長（千葉 隆君） だから、日本ファームにしたら、深浦で作って、第一の部分の第二作ったときに、そこで今別と深浦の海洋養殖の部分はいいんだわ。使わなくても。そのためのバックアップ施設を今別に作ったんだわ。そしたら今度今別でも、バックアップ施設作ったら育てるから。そうしたら無駄になりますよねって、だからこそ販路を拡大していった。それで熊石ができたわけだ。だから、今別のバックアップ施設が熊石みたいなものさ。それで今度、もう少し販路が多くなったら、そのバックアップ施設のバックアップ施設が上八雲みたいなのか、その辺の状況もよく分かってないから、だから今の規模と周辺の販路だけで言うと、確かに要らないというか、要らないんだよね。今の日本サーモンさんと連携してたら、熊石の部分のバックアップは、今別か深浦にしてもらえるから。だって、同じ会社なんだから。
- 委員（関口正博君） サーモンファームは、今もちろん上場もして、更にいろんな陸上養殖の形態が出てきて、逆にもっともっと増やしていきたい。だから幼魚が必要なのは間違いないんです。だから今、議長が言うのも確かにそのとおりだろうし。
- 議長（千葉 隆君） だから今使わなくてもさ、取得だけしておいて温めておくよと。当面の間っていう判断しているのかもしれないし。
- 委員（関口正博君） それならその思惑で全然いいんだけどね。ただそれが本当に町が理解して、計画としてそういうことなら、それは全然いいんだけど、それまでのことを、きちんと町も把握できるのかってというのは、これサーモン養殖事業の本質の部分になってきてしまう部分なんだけれども。
- 議長（千葉 隆君） 説明が不十分なんだよね。
- 委員（関口正博君） だからこそ本当に、サーモンファームさんと協議しているのかとか。だからこそ、出してもらう資料が大事になってくるといえるのは、そうなんだけれども。あと、他所の町でも結構いろんなこと、当然、岩内も知内もそうだから、奥尻も今後どういうふうになっていくのかもそうだし。
- 委員（斎藤 實君） ただ、関口委員さん心配するように、買った方がいいが町である程度やる。だけど、別会社作ってやるにしても、本当に軌道に乗ってくればいいけれども、町の毎年の持ち出しが出てくるようなれば、何のために、なんぼバックアップ施設だっていいながらも、どうなんだろう、そこまでの必要性って本当にあるんだべかって考え方になるときもある。
- 委員（関口正博君） これまた収用とはまた別のサーモン養殖事業になるんだけれども、熊石に種苗生産施設を大規模投資して作って、3億、4億の売り上げが出るようになりました。結局、民間企業がやるようになって。それはそれでどの程度の経済効果がちゃんとあるのかどうかも、やっぱりこの特別委員会の中でやらないとないだろうし。実際に今、熊石の漁業生産の1億のうちの2千万をサーモン、今の試験養殖の段階で5分の1はサーモンの出荷になってるといえるのは、この事業の可能性を俺は見るんだけれども、今の段階ですよ。
- 委員長（赤井陸美君） 出資は全部町だから。

- 委員（大久保建一君） なんぼかけたうちの2千万よ。
- 委員（関口正博君） もちろんそうなんだけどさ。
- 議長（千葉 隆君） だから当面、実際は、熊石の海洋養殖のための中間育成あるいはふ化事業だから、その規模に合わせて運用していけばいいんだもん、本当は。ある程度、規模拡大する、あるいは周辺の部分も出てきた段階で、改修事業は進めたらいいんだけど。その辺も含めて、買ってしまうことは認めたことになっちゃってるから、そこは難しいと思うんだよね。相当きつと買いますというのは、やり取りしてると思うから。あっちが売らないと言ったらラッキーみたいな感じで、引き揚げられるけれども。だって売りたいんだもん。それなのに収用法使えって言うから、ちょっと頭に来るんだ。
- 委員（関口正博君） それもそうなんだけど、その後に、仮に収容で今度、町が対応しましたとなった場合に、また次なんか出てこないかなって心配するところもある。収用でおさめて土地売買しましたよと、そのあとにまたなんか要求されてこないかって。
- 委員（斎藤 實君） 買うほうからかい。それはないべ。
- 議長（千葉 隆君） だって今回、皆さんにも上八雲の写真見たしょ、水槽の。今別だとか深浦の施設を見てきたら、こういう施設は絶対、でないなって感じはするから。
- 委員（関口正博君） 水槽よりもやっぱり水ですよ。その湧水の状態と温泉の状態が、本当にどうなのかというのは、ここだって一回直したら億の金だよ、完全に。掘り直しますわ、温泉も掘り直しますわ、コンクリーでかえますわ、なにしますわって。
- 議長（千葉 隆君） だから何もかもにもでしょって。
- 委員（関口正博君） 確かに価値があるのは分かるんだけど、温泉出るってだけでもね。
- 議長（千葉 隆君） でも今どこに投げてるんだらうね。循環型でやってないんでしょ、あそこ。
- 委員（関口正博君） だから熊石もそうだけれども、水量が豊富だから、水利権、今の段階で持ってるし。それで、極端な環境負荷がかかってない場合は、認められるのさ、川に流すことを。だから今はそれで対応してる。それが一番お金がかからないでやれる、一番の方法なんだけれど。なぜオカムラがそこをやるかといったら、やっぱり勝負していかないとないから。いろんなところに環境負荷のお墨付きがあって、市場で勝負したいから、オカムラはそこを大前提でやってる。あと青森は水が少ない。だから、どうしても閉鎖循環にしなければならないという状況があるのも間違いない。ただすごくお金がかかる。それは視察行ってきて分かっており、それをやろうとすると。ただ、熊石の見市川にしても、水量は相当豊富だから。そこに関してはということで、その分、流したとしても、それこそ道が認めたら、そのままかけ流しても大丈夫。よっぽど悪い水を流さなかったら。
- 議長（千葉 隆君） そこまで自噴してるか。

○委員（関口正博君） そこまでの水量はないと思います。ただ、市場の価値を上げるためには、環境負荷の部分をきちんと考えた、養殖業の場合は。それがないと、なかなか価値というのは上げていくのは難しいところがある。

○委員長（赤井睦美君） それでは既に10月20日で資料請求しているんですけども、そこの（5）に事業計画を入れて、申請書類の中の事業計画を提出してほしいということで、それはなるべく私たちの予想では、予算化してるんだからもうできてるでしょって予想ですが、お返事はどうかわかりませんが、出来たら即、もし出来てなかったら出来次第ですけれども、そっちを欲しいということでもいいですか。

○議会事務局長（三澤 聡君） これ今回の上八雲の事業計画という部分は、改めて請求しないとならないので、ただ前回の提出6日と併せたかたちで、一応こっちから。多分あると思うんですが、そういうお知らせをするので、6日ということで要求します。

○委員（三澤公雄君） 出来たらもっと早くていいよって。

（何か言う声あり）

○議会事務局長（三澤 聡君） 確認で、資料要求としては、今回の上八雲種苗生産施設、土地収用法の申請書類として出すであろう事業計画、これにはその先ほどの事業の収支、それから事業の運営、それを含んだかたちでの事業計画を提出してもらうという要求でよろしいですね。

○議長（千葉 隆君） それと申請書類そのものを、あるものは出してもらった方がいいのではないかな。要は、町がどれくらい意思を持って、それから熱意みたいなものを審査するんだから、そういう文書を。

○委員（斎藤 實君） だから、こっち側には申請書類でいいべき。

○議会事務局長（三澤 聡君） 申請書類一式ということで。

○委員（斎藤 實君） 今後の計画もある程度出てるなら、そういう部分も多少なりとも早くほしいしね。

○委員長（赤井睦美君） ね、いつも後出しだから、早く出してほしい。

○委員（斎藤 實君） 後出しって言われると、認めた場合に、あとからちょっと待ってって。

○委員（関口正博君） 反省ですね。

○委員長（赤井睦美君） そしたらよろしいですか。これはそれでそういう書類を申請して、その後、それをもとに話し合っ、（4）にいいですか。

（何か言う声あり）

○議会事務局長（三澤 聡君） はい。

○委員長（赤井睦美君） そしたら一応、早く手に入るものは手に届けてもらって、それを皆さんに配布する。それで、締め切りは6日までということでよろしいですか。

その他で何かありますか。

無ければ次回なんですけど、次回の予定は、11月9日が総務委員会になっていきます。そのときに一緒にということですけども、どうでしょうか。

（何か言う声あり）

○議会事務局長（三澤 聡君） 皆さんが揃う特別委員会を先にやって、終わり次第、総務経済常任委員会のほうが流れがいいかなと思います。10時から特別委員会やって、そのあと総務委員会で。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） 一応、9日の10時からということで、あとで委員長、副委員長にお聞きして、良かったらそのまま、駄目だったら変更で。

○議会事務局長（三澤 聡君） それでこのときに、事業計画を提出してもらったやつを、また協議すると思うんですけども、町側からの説明要求というのはしますか。それとも今日みたいな感じでまずは見て、皆さん方の協議ということでもいいですか。

○委員長（赤井睦美君） もし事前に読めたら、説明していただきたいよね。

○委員（大久保建一君） 事前に資料出てるならいいんじゃない。

○委員長（赤井睦美君） うん。読んできて質問とかしたほうがいいですよ。

○委員（斎藤 實君） 考え方をね。こっちで勝手に判断したってね。

○委員長（赤井睦美君） そうそう、予算出てるからあるんじゃないとかって。

○議会事務局長（三澤 聡君） 出席要求もするというので。

○委員長（赤井睦美君） はい。よろしく願いいたします。

そしたらそういうことでよろしいですか。

他にありませんか。

事務局から。

○議会事務局長（三澤 聡君） 一応、早めに資料を出してもらえたら早めにということでお願いしますが。それは、あちらの都合もありますので、6日というふうな期限できましたら、7日に皆様方に配布するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） よろしく願いします。

では、以上で終わります。ありがとうございました。

[散会 午後2時50分]